

身体拘束適正化・虐待防止のための指針

株式会社グレースシニア荏名
グレースヘルパーステーション
グレース訪問看護ステーション
看護小規模多機能ホーム荏名

1-1 身体拘束に関する考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。当法人では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的被害を理解し、身体拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしない介護を実践することとする。

(1) 身体拘束禁止の条文

サービス提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止する。

(2) 身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

- ① 徘徊しないように、車いすや椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車いすや椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように、拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

(3) 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解したうえで、身体拘束を行われない介護の提供をすることが原則である。しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがある。

- ・ 切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ・ 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替える介護方法がないこと。
- ・ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

1-2 身体拘束に関する基本指針

(1) 身体拘束の原則禁止

原則として、利用者に対する身体拘束行為及びその他の行動制限を禁止する。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合

利用者本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束・虐待防止委員会（以下、委員会とする）を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の障害よりも、拘束しないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要素の全てを満たした場合のみ、本人・家族への説明と同意を得るものとする。身体拘束を行った場合は、その状況について経過を記録し、できるだけ早期に拘束を解除するよう努める。

(3) 日常の介護における留意事項

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活になるよう援助する。
- ② 言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げない。
- ③ 利用者の思いを汲み取り利用者の意向に沿ったサービスを提供し多職種協働で個々に応じた丁寧な対応に努める。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げない。

1-3 やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

利用者本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、以下の手順に従って実施する。

(1) 緊急委員会の実施

緊急やむを得ない状況になった場合、委員会を中心として、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し身体拘束を行うことを選択する前に、切迫性・非代替性・一時性の3要素全てを満たしているかどうかについて検討・確認する。要件を検討し身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法・場所・時間帯・期間等について検討し、利用者・家族に対する説明書・同意書を作成する。また廃止に向けた取り組みや改善の検討を担当職員と行い、次回委員会にて報告する。

(2) 利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間または時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を説明し、十分な理解が得られるように努める。また身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、利用者・家族等に対し利用者の状態、今後の方向性などを説明し同意を得るものとする。

(3) 記録と再検討

身体拘束に関し、その様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録する。また身体拘束の早期解除に向けて拘束の必要性や方法を逐次検討する。その記録は2年間保存し県・市の運営指導が行われる際に提示できるようにする。

(4) 拘束の解除

上記(3)に規定する記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は速やかに身体拘束を解除する。その場合は、利用者・家族等に報告をする。

2-1 虐待防止に関する考え方

虐待には身体的な虐待だけではなく、幅広く利用者の尊厳を侵害する言葉や言動があることを理解し、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害について考え、虐待防止に向けた意識を持ち、虐待をしない介護を実践する。

2-2 虐待防止に関する基本方針

当法人においては利用者に対する下記の虐待を禁止する。下記以外にも、虐待と思われる「不適切なケア」を行わないこととする。

① 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

② 介護の放棄・放任（ネグレクト）

利用者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、利用者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

③ 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、拒絶的な対応または不当な差別的言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

④ 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、またはわいせつな行為をさせること。

⑤ 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、また利用者から不当に財産上の利益を得ること。

2-3 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

(1) 虐待等が発生した場合は、速やかに県・市に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が従業員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。

(2) 緊急性の高い事案の場合は、県・市及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

2-4 虐待等が発生した場合の相談報告体制

(1) 利用者、利用者家族、従業員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとする。

(2) 利用者の居宅において虐待等が疑われる場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。

(3) 事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、従業員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。

(4) 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。

(5) 必要に応じて、事実を公表し、関係機関や地域住民等に説明を行う。

3 身体拘束・虐待防止委員会の設置等

(1) 身体拘束等の適正化、虐待防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的及び必要な都度開催するとともに、その結果について全職員に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束・虐待防止委員会の責任者は施設代表とし、委員長は事業所管理者とする。構成員は各事業所主任、介護支援専門員、常勤職員とする。

4 身体拘束・虐待防止に関する教育・研修

介護に関わる全ての職員に対して、身体拘束・虐待防止、人権を尊重した介護の励行を図り、定期的な教育・研修を実施する。

5 当指針の閲覧

本指針は、事業所内に掲示等するとともに、ホームページに掲載し、利用者及び家族等、またすべての職員が閲覧可能とする。

附則 本指針は、令和6年4月1日から施行する。